

許可番号 04020179355

## 産業廃棄物処分業許可証

住 所 福岡県京都郡苅田町長浜町17番地2

氏 名 丸屋商事株式会社

代表取締役 石田 慶三郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事

服部

誠太郎



許可の年月日

令和 6 年 12 月 5 日

許可の有効年月日

令和 11 年 12 月 4 日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

中間処理（選別）：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目については、自動車等破碎物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず 以上6品目

中間処理（破碎）：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目については、自動車等破碎物を除く。）、がれき類 以上4品目

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

選別施設①：設置場所 福岡県京都郡苅田町鳥越町2番15

設置年月日 平成26年3月31日

処理能力 21.4 t／日（8時間）

選別施設②：設置場所 福岡県京都郡苅田町鳥越町2番15

設置年月日 令和4年1月31日

処理能力 126 t／日（8時間）

（以下裏面記載）

破碎施設：設置場所 福岡県京都郡苅田町鳥越町2番15  
 設置年月日 令和5年11月15日  
 処理能力 (75mm、100mmグレート使用時)  
 廃プラスチック類 3.2t／日 (8時間)  
 金属くず 8.8t／日 (8時間)  
 ガラスくず等 8.0t／日 (8時間)  
 がれき類 12.0t／日 (8時間)  
 許可年月日 令和5年11月2日  
 許可番号 第657号

以下余白

### 3. 許可の条件

- (1) 破碎施設については、100mm以下のグレートを使用すること。
- (2) 選別処理について、選別施設②を使用する場合は、その選別処理後産業廃棄物の全量を選別施設①に投入すること。
- (3) 選別施設①に係る産業廃棄物の保管数量は次のとおりとすること。
  - ア 中間処理（選別）に係る処理前産業廃棄物の保管数量は267m<sup>3</sup>以下とすること。
  - イ 中間処理（選別）に係る処理後産業廃棄物（混合廃棄物（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず））の保管数量は372m<sup>3</sup>以下とすること。
  - ウ 中間処理（選別）に係る処理後産業廃棄物（廃プラスチック類）の保管数量は127m<sup>3</sup>以下とすること。
- エ 中間処理（選別）に係る処理後産業廃棄物（ふるい下残さ）の保管数量は0.22m<sup>3</sup>以下とすること。
- (4) 選別施設②に係る処理前産業廃棄物の保管数量は328m<sup>3</sup>以下とすること。

以下余白

### 4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成30年 5月21日 変更許可により中間処理（破碎）に係る取扱品目（ガラスくず等、鉛さい）の追加
- 平成30年10月19日 変更許可により中間処理（選別）に係る取扱品目（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず）の限定の変更
- 令和元年12月 5日 更新許可
- 令和6年 7月12日 変更届出により中間処理（破碎）に係る取扱品目（鉛さい）の廃止
- 令和6年10月23日 変更許可により中間処理（選別）に係る取扱品目（ガラスくず等）の追加、取扱品目（廃プラスチック類、金属くず）の限定の変更及び中間処理（破碎）に係る取扱品目（廃プラスチック類、がれき類）の追加
- 令和6年12月 5日 更新許可

以下余白

### 5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有・無